○関東地方整備局告示第五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

別表に次のように加える。

二十二	株式会社都市建築確認センター	東京都文京区湯島一丁目九番十五号	省令第十五条各号に掲げる区分	イ　本社　東京都文京区湯島一丁目九番十五号	平成二十五年二月一日から五年間
				茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	

○九州地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十九日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年九州地方整備局告示第百五十八号水巻都市計画道路事業三・三・三号芦屋水巻中間線

三　事業施行期間　自平成十九年十月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　三十四号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀字一反原二二四番一から同町大字原古賀字五本黒木三九九番一	前	一〇・七六～二一・二三メートル	一五・六六～三八・一七キロメートル
	後	一〇・二一五メートル	一五・六六～三八・一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市二里町大里字山ノ中甲一七七四番から同市二里町大里字山ノ中甲一七八〇番まで	前	三八・〇〇～六二・〇〇メートル	〇・〇七八キロメートル
	後	三一・〇〇～五三・〇〇メートル	〇・〇七八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市古里町二一三番一から同市東桜島町九一六番四まで	前	七・八三～七三・九五メートル	一・三七〇キロメートル
	後	一〇・五七～七三・九五メートル	一・三七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市新城字宮前九五二番三から同市新城字宮前九五二番七まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
〃	垂水市柊原字軽砂濱三四八九番一〇から同市柊原字軽砂濱三五二二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
二百二十四号	鹿児島市東桜島町一二四〇番一から同市東桜島町一一四八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十五年二月十九日

国会事項

衆議院

質問書提出

二月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特定失踪者・拉致被害者家族への情報開示に関する質問主意書（三宅博提出）

中国艦船による我が国の海上自衛隊護衛艦への射撃用レーダー照射を巡る一連の政府の対応に関する質問主意書（石川知裕提出）

報告書受領

二月十五日内閣から次の報告書を受領した。

消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

又同日国と地方の協議の場議長菅義偉から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十四年度第三回）における協議の概要に関する報告書

参議院

決議送付

二月十五日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議

議決通知

二月十五日本院は、地方財政審議会委員に鎌田司、熊野順祥、小山登志雄、神野直彦及び中村玲子を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

また、本院は、公安審査委員会委員長に房村精一を、同委員に太田順司、竹中千春及び宮家邦彦を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、原子力規制委員会委員長に田中俊一を、同委員に大島賢三、島崎邦彦、中村佳代子及び更田豊志を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

報告書受領

二月十五日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

また、同日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十四年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。